

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会 支部運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる人々の会（以下「当法人」と言う）における支部の運営については、法律や定款に特別の定めがある場合の他、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 当法人に地方組織として支部を置くことができる。

2 支部は、都道府県または、地域単位で設置される。

第2章 目的および設立

(支部の目的)

第3条 支部は、当法人の定款代3条および第4条に定められた事業を、それぞれの地域において行う。

(支部の設立)

第4条 支部は、正会員1名以上よりの申請により、理事会の承認を得て設立される。

第3章 支部員

(支部員)

第5条 会員において、支部に所属したい者は、いずれかの支部の一つに限り所属することができる。

2 前項の規定により支部に所属する会員を支部員とする。

第4章 支部長および副支部長

(支部長・副支部長の設置)

第6条 支部に支部長1名と、必要に応じて副支部長1名を置く。

(支部長・副支部長の職務及び権限)

第7条 支部長は、理事会の指揮監督の下に、支部を代表して、支部の運営・執行・事務および渉外行為を行い、またその内容について理事会および支部総会で報告し、世話人を指揮監督する。

2 支部長は、支部の運営・執行・事務について、支部員に対して責任を負う。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が一時的に不在となる場合には、その職務を代行する。

4 支部長は、毎事業年度に2箇月を超えない間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(支部長の選任)

第8条 支部長は、支部に属する正会員の中から、支部の意見を参考に、理事会決議によって選出する。

2 副支部長は、支部に属する正会員の中より支部長が選任し、理事会の承認を得るものとする。

3 支部長が欠けた場合は、再度支部に属する正会員の中から理事会決議によって選出する。

(支部長の辞任)

第9条 支部長は、代表の承認を得て辞任することができる。

(支部長の任期等)

第10条 支部長の任期は、選任後に終了する事業年度に関する定時支部総会の終結のときまでとする。
また、再任を妨げない。

- 2 副支部長の任期は、当該副支部長を選任した支部長の任期と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した支部長または副支部長の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 支部長が、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお支部長としての権利義務を有する。

(支部長の解任)

第11条 支部長または副支部長が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務上の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他支部長としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により支部長または副支部長を解任しようとする場合は、議決の前に当該支部長に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 支部総会

(支部総会)

第12条 支部総会は、支部員をもって構成する。すべての支部員は、その所属する支部総会に参加することができる。

- 2 支部総会は、通常支部総会および臨時支部総会とする。

(支部総会の開催)

第13条 支部総会は、定時支部総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、臨時支部総会として必要に応じて開催する。

- 2 臨時支部総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 支部長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会より招集の請求があったとき

(支部総会の機能)

第14条 支部総会では、下記の事項について報告する。

- (1) 支部の事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 支部の事業報告および収支決算
- (3) 支部長、副支部長および世話人の任免
- (4) その他運営に関する重要事項

(支部総会の招集)

第15条 支部総会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は、前条による請求があったときは、その日から30日以内に臨時支部総会を招集しなければならない。
- 3 支部総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的な方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(支部総会の議長)

第16条 支部総会の議長は、支部長が当たる。

第6章 支部の解散・分割・合併

(支部の解散・変更・合併)

第17条 支部は、理事会の決議によって解散、分割または他の支部と合併される。

- 2 支部が解散したときに残存する支部の財産は、理事会が管理する。

第7章 世話人および世話人会

(世話人の任命)

第18条 世話人は、支部員の中より、支部長により任命される。

(世話人の職務)

第19条 世話人は、支部長の指揮監督の下に、当該支部の執行に関する実務を行う。

(世話人の任期)

第20条 世話人の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した世話人の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(世話人の辞任)

第21条 世話人は、その所属する支部長の承認を得て辞任することができる。

(世話人の解任)

第22条 支部長は、世話人を解任することができる。

- 2 前項の規定により世話人を解任しようとする場合は、当該世話人に弁明の機会を与えなければならない。

(世話人会の設置)

第23条 支部に、世話人会を置く。

- 2 世話人会は、支部長、副支部長および世話人によって構成される。

第8章 会計

(事業年度)

第24条 支部の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 支部の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに支部長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類を主たる事務所及びその写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の理事会への提出等)

第 26 条 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 2 箇月以内に、支部長が次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間及びその写しを従たる事務所に 3 年間備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 支部長、副支部長の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 変 更

(変更)

第 27 条 この規則は、定款第 36 条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

第 10 章 附 則

(施行日)

第 28 条 この規則は、当法人成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第 29 条 支部の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。